

令和7年度愛鳥週間用ポスター原画コンクール募集要領（大阪府版）

1. 目的

このコンクールは、全国の小・中・高校等の児童・生徒を対象に、愛鳥週間用ポスターの原画を募集し、ポスターの制作過程を通じて野生鳥類についての保護思想を高めるとともに、愛鳥週間（毎年5月10日～16日）の普及啓発につとめることが目的です。

2. 応募資格

大阪府内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、各種学校、高等専門学校等に在学中の18歳以下の者及び定時制高校に在学中の19歳以下の者。

なお、大学、美術専門学校に在籍中の学生は対象外です。

3. 作成要領

(1) 作成時期

本コンクールの募集目的に沿うよう、可能な限り、愛鳥週間中または夏休み期間中に制作してください。

なお、令和6年度に描かれた作品以外は審査対象外とします。

(2) 図柄

図柄は日本に生息する野生鳥類を対象として、次の(a)～(e)のうちの幾つかをふまえた、愛鳥思想の普及啓発の目的に沿ったものとしてください。

なお、日本に生息しない野性鳥類、家禽、ペット、動物園などで飼われている鳥類を題材とした作品は審査対象外とします。

- (a) 自然の中での野鳥と人との交流をテーマとしたもの
- (b) 渡り鳥の保護についての国際交流をテーマとしたもの
- (c) 野鳥の自然の姿をテーマとしたもの
- (d) 野鳥の保護活動をテーマとしたもの
- (e) その他、野生鳥類保護思想の普及啓発に役立つもの

(3) 用紙

たて51～55 cm、よこ36～40 cmとし、必ずたて描きとします。

(4) 彩色

自由（クレヨン、パステル、水彩、コラージュ、貼り絵等いずれでも可能です。）

ただし、パソコンでの作品は不可です。

(5) 文字

作品には必ず漢字で「愛鳥週間」の4文字のみを入れてください。ただし、小学校3年生以下は漢字を習っていないため、入れなくても結構です。

※「Bird Week」（英語）または「バードウィーク」（ひらがな・カタカナ）をデザイン上入れることは可能です。なお、「Bird Week」の大文字・小文字は問いません。それ以外の標語は不可です。ただし、絵の中で風景として写り込む看板などはかまいません。

(6) その他

応募作品の裏面に、必要事項を記入した応募票（様式1）を必ず貼付してください。

なお、都道府県名及び都道府県授与賞名は記入しないでください。

- (a) 応募作品はオリジナルのものに限ります。他人の野鳥の写真やイラストは参考の範囲にとどめてください。元の写真・絵画等を丸写ししたものは、賞が決定した後でもそれを取り消す場合があります。
- (b) 参考にした本・写真・絵画等の資料がある場合は、その資料名を記入してください。

(c) 描いた野鳥の種類名を必ず記入してください。

(d) 応募作品は、一人につき一点とします。

4. 応募方法

(1) 応募点数

各学校につき 10 点までとします。

(2) 受付

応募作品と、必要事項を記入した応募明細書（様式 2）を以下の受付窓口まで持ち込み、または送付してください。

受付窓口

〒559-8555

大阪市住之江区南港北 1 丁目 14-16 咲洲庁舎 23 階

大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課 野生動物グループ

担当：徳原〔電話：06(6210)9619 FAX：06(6613)6276〕

(3) 応募期限 **令和 6 年 9 月 9 日（月）必着**

5. 審査及び審査結果発表

(1) 審査

(イ) 大阪府による審査は、大阪府の関係機関で構成する審査会において行い、入賞作品及び全国審査応募作品（入賞作品から選出）を決定します。

(ロ) 全国審査は、10 月中旬に、環境省、文部科学省、林野庁、公益財団法人日本鳥類保護連盟及び学識経験者で構成する審査会において行われます。

(2) 審査の結果発表

入選以上の作品については、審査会後に各学校に電子メールにより通知します。

6. 表彰

(1) 大阪府審査 大阪府知事賞 3 点以内、佳作 若干名、入選 若干名

(2) 全国審査 公益財団法人日本鳥類保護連盟総裁賞 1 点

環境大臣賞 3 点以内

文部科学大臣賞 3 点以内

林野庁長官賞 3 点以内

公益財団法人日本鳥類保護連盟会長賞 9 点以内

入選 若干名

7. 応募作品の使用

応募作品は主催者が保管し、野生鳥類保護の普及のための事業に使用します。

大阪府審査入賞作品については、府の普及啓発資料（ポスター等）として活用することがあります。

また、公益財団法人日本鳥類保護連盟総裁賞受賞作品については、同財団が翌年度の「愛鳥週間用ポスター原画」に採用し、制作したポスターを全国に配布します。※ポスター一等制作に際し、作者の了解を得て修正を行うことがあります。

8. 返却について

原則、応募作品の返却はしませんが、返却を希望する場合は、応募の際にその旨を備考欄に記載してください。令和 8 年度以降に順次返却します。ただし、公益財団法人日本鳥類保護連盟総裁賞受賞作品は同財団で保管されるため返却できません。

9. 主催及び後援

- | | | |
|-----------|----|----------------|
| (1) 大阪府審査 | 主催 | 大阪府 |
| (2) 全国審査 | 主催 | 公益財団法人日本鳥類保護連盟 |
| | 後援 | 環境省、文部科学省、林野庁 |